インフルエンザ用

東京都立砂川高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「インフルエンザ」には出席停止の期間が定められています。 この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒等が登校できない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)。

インフルエンザの疑いで欠席し、医師に受診する場合には、学校へ連絡してください。また、 診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、登校が認められた生徒(「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と言われています。)が登校する際には、以下の「インフルエンザによる受診報告書」を担任へご提出ください。

- * 病気の状況により別途医師の証明書を提出していただく場合もあります。
- * 状況によっては受診した医療機関に連絡させていただく場合もあります。 (この報告書は切り取らず、このままご提出ください。)

インフルエンザによる受診報告書

東京都立砂川高等学校長 殿

	組 氏名	
月日 (午前・午後)に [・	インフルエンザ(インフルエンザ(型)と医師の診断を受けました。 型)の疑いで受診しました。 (どちらかに〇印をつけてください)
このため、月日から月_ 連絡いたします。	日まで欠席させま	したが、本日より登校させますので、
受診した医療機関名:		_
電話番号:		-
	<u>令和</u> 年月_	日
	保護者名	印